

(平成23年9月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成13年10月から14年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月から14年7月まで
私は、平成13年当時失業していたので、国民年金保険料を母親から借りて、銀行窓口納付した記憶があり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付金額及び納付方法についての記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月から 43 年 9 月 22 日まで
② 昭和 43 年 9 月 22 日から 44 年 4 月まで
③ 昭和 44 年 12 月から 45 年 3 月 2 日まで
④ 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 4 月まで
⑤ 昭和 45 年 3 月 2 日から 46 年 4 月 1 日まで

私は、21 歳になった昭和 42 年 9 月から 44 年 4 月まで A 社に、同年 12 月から 47 年 4 月まで B 社に勤務し厚生年金保険に加入していたが、各事業所で勤務していた期間のうち、申立期間①、③及び④について、厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。また、申立期間当時、各事業所から 10 万円前後の給与が支給されていたにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録では、申立期間②及び⑤における標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と相違しているので、給与に見合った標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 42 年 9 月に同郷の者 3 人と一緒に A 社に入社し、44 年 4 月まで、同社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険について初めて被保険者となった日は、「昭和 43 年 9 月 22 日」と記載されている上、オンライン記録によれば、申立人及び同僚 7 人（上記同郷の者 3 人含む。）は、いずれも同日に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得してい

ることが確認できるほか、申立人は、同社に44年8月13日まで厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、オンライン記録により、昭和43年6月29日にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同郷の同僚は、「私が入社してしばらくしてから申立人は会社に入ってきた。木材部で申立人に仕事を教えたことを覚えている。」と証言している上、同社において経理及び営業を担当していた同僚は、「会社は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と証言している。

さらに、C館が保管する「出域に関する書類乗客名簿（海港）」によれば、申立人は、昭和43年9月8日に、申立人が名前を挙げている申立期間当時のA社の人事部長及び前述の同郷の同僚と共に、D経由E行きの船舶に乗船していることが確認できる。

加えて、A社は既に閉鎖されており、事業主も連絡先不明のため、申立期間①当時の人事記録及び給与関係書類を確認できない上、申立人も給与明細書等の資料を保管していないため、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、A社から10万円前後の給与が支給されていたと主張している。

しかしながら、申立期間当時の厚生年金保険標準報酬月額表の最高等級額は6万円である上、オンライン記録によれば、申立人の主張する標準報酬月額は、申立人が名前を挙げた上司の標準報酬月額を大きく上回っており、前述の申立人と同日に申立事業所に係る厚生年金被保険者資格を取得している同僚7人の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、厚生労働省が作成した「日本の大卒初任給」によれば、昭和43年の大卒初任給は2万9,100円となっており、これを大きく上回る給与が事業所から申立人に支給されていたとは考え難い。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者原票に記載された申立人の標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡も見当たらない。

加えて、A社は既に閉鎖されており、事業主も連絡先不明のため、申立期間②当時の給与関係書類等を確認することができず、申立人も給与明細書等の資料を保管していないため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、昭和 44 年 12 月から 47 年 4 月まで B 社において勤務したと主張している一方、A 社を退職後、別の事業所で 6 か月間勤務した後、B 社に入社したと述べているところ、オンライン記録によれば、申立人は A 社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 44 年 8 月 13 日から約 6 か月後の 45 年 3 月 2 日に B 社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立期間④について、申立人は、昭和 44 年 12 月に B 社に入社し、47 年 4 月までの約 29 か月間同社で勤務していたと主張しており、同社を退職後、F の G 校で 1 年間の訓練を終了した後、H に戻ったと述べている。

しかしながら、B 社は、「申立期間③及び④当時の賃金台帳等の関連資料は事業廃止により保管しておらず、社会保険の取扱いについては確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間③及び④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、連絡先が不明のため、照会することができず、申立人の申立期間③及び④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上述の G 校から提出された「第*期訓練者名簿」によれば、申立人が同校において昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの訓練課程を修了したことが確認できることから、申立人は、46 年 4 月の同校の入学に伴い、同年 3 月に B 社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことがうかがえる。

加えて、申立人は、昭和 47 年 3 月 30 日に本籍地において転入届を提出していることが戸籍の附票により確認できる上、申立人が所持する国民年金保険料納付書・領収証書によれば、申立人は同年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料を同年 7 月 7 日に郷里の金融機関で納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤について、申立人は、申立期間当時、B 社から 10 万円前後の給与が支給されていたと主張している。

しかしながら、申立人が主張する標準報酬月額は、オンライン記録によれば、申立人が名前を挙げた申立人と同じ業務担当だったとする同僚の標準報酬月額を大きく上回っていることが確認できる上、当該同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額になっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、厚生労働省が作成した「日本の大卒初任給」によれば、昭和 45 年の大卒初任給は 3 万 7,400 円となっており、これを大きく上回る給与が事業所から申立人に支給されていたとは考え難い。

さらに、B 社に係る厚生年金保険被保険者原簿に記載された申立人の標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、申立人の標準報酬月額が遡及

して訂正された形跡も見当たらない。

加えて、B社は、「申立期間⑤当時の賃金台帳等の関連資料は事業閉鎖により保管しておらず、社会保険の取扱いについては確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間⑤における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、申立人も給与明細書等の資料を保管していないため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか申立期間⑤について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、③及び④について、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び⑤について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで

私は、A社に昭和 44 年 8 月から 47 年 12 月まで継続して勤務していたが、国（厚生労働省）の記録では、申立期間については、厚生年金保険の加入期間となっていない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時の社会保険事務担当者によれば、「A社は、社員の入社後すぐに社会保険に加入させるとの方針を持っていたので、私は、社員が入社したらすぐに厚生年金保険の加入手続を行っていた。申立人についても、沖縄における厚生年金保険制度の開始日（昭和 45 年 1 月 1 日付け）に厚生年金保険の加入手続を行ったが、申立人は、『厚生年金保険の保険料を支払うと生活ができないので、年金には入りたくない。厚生年金保険の加入から外してくれなければ退職する。』と厚生年金保険への加入を拒否したので、上司の指示により、昭和 45 年 4 月 1 日付けで申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失の手続を行った。その後、上司の説得により、申立人の了解を得たので、46 年 3 月 1 日付けで申立人の厚生年金保険被保険者資格の再取得の手続を行った。したがって、申立期間の申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と述べている上、当該上司は、「申立期間当時の社会保険事務担当者は、優秀で真面目で几帳面な人だった。何か問題があった時には、必ず私に相談して私の指示を仰いでいたので、私は、本件についても社会保険事務担当者の相談を受けて、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に提出するよう指示をしたと思う。」と

述べている。

また、複数の同僚は、「私のA社における勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致している。」と述べているところ、オンライン記録によれば、申立人を除き、同社において自身の記憶する勤務の継続中に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。